

返金制度に関する規程

当社は、有料職業紹介事業における職業紹介手数料の取扱いについて、以下のとおり返金制度を定める。

第1条（目的）

本規程は、職業紹介により就職した求職者が早期に退職した場合における、紹介手数料の返金条件を定めることを目的とする。

第2条（返金対象）

当社の紹介により就職した求職者が、入社後一定期間内に自己都合または会社都合により、退職した場合、当社は受領済みの紹介手数料の一部を求人企業に対して返金する。

第3条（返金条件および割合）

退職時期 返金割合

入社後1ヶ月以内 紹介手数料の80%

入社後3ヶ月以内 紹介手数料の50%

入社後6ヶ月以内 紹介手数料の30%

入社後6ヶ月超 返金なし

第4条（返金対象外）

以下の場合返金の対象外とする。

求職者の重大な規律違反または犯罪行為による解雇

求人企業側の契約違反（労働条件の相違等）が原因でない場合

その他、当社が合理的に返金不要と判断した場合

第5条（返金手続）

返金を希望する場合、求人企業は退職日から14日以内に当社へ書面または電子メールにて申請するものとする。

当社は内容確認後、速やかに返金処理を行う。

第6条（その他）

本規程に定めのない事項については、当社と求人企業との協議により決定する。

令和7年12月12日
三和株式会社
代表取締役 張 龍 華

